

保護者が同伴できない時の委任状の取り扱いについて

予防接種法により定期の予防接種には、原則、保護者の方の同伴が必要です。

ただし、保護者の同伴が困難で保護者以外の方が同伴する場合は、下記の委任状を予診票に添えて提出していただきますようお願いいたします。なお、委任を受ける方(同伴者)は、①普段からお子さんの健康状態をよく知っている方、②成人している方に限ります。また、委任状の提出が無い場合は、予防接種を中止いたしますのでご注意ください。

※ キ リ ト リ

委 任 状

寄 居 町 長 あて

年 月 日

私は、下記の者に今回の定期予防接種

ロタウイルス・B型肝炎・ヒブ
小児用肺炎球菌・五種混合
不活化ポリオ・BCG
麻しん風しん混合・水痘
日本脳炎・二種混合
ヒパピロウイルス感染症(子宮頸がん)

に関する

一切の権限を委任します。

記

委任を受ける方(同伴者)の氏名	
予防接種を受ける子供の氏名	
予防接種を受ける子供と同伴者との続柄	

(注意)委任を受ける方(同伴者)は、①普段からお子さんの健康状態をよく知っている方、②成人している方に限ります。

保護者	住所	
	氏名	